

令和6年度

消防自動車（広報車）仕様書

川越地区消防組合

# 消防自動車（広報車）仕様書

この仕様書は川越地区消防組合（以下「当組合」という。）が、令和6年度において購入する消防自動車（以下「広報車」という。）のぎ装及び性能等について定めるものとする。

## 第1 総 則

- 1 本仕様書に定めるもののほか、道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、関係法令及び通達の定める規格要件に適合し、緊急自動車として承認が得られるものとする。
- 2 車両及び取付装置並びに積載品、附属品はすべて新規購入製品のものであること。
- 3 受注者は、納車まで責任をもって行動し、車検等はこれを代行し、合格後納車すること。また、これに係る費用（リサイクル費用含む）は車両に含めること。
- 4 自動車重量税及び自動車損害賠償保険加入費用は当組合が負担するので、立替え後請求書を持参すること。
- 5 当組合で緊急車両の指定手続きを行なうので、関係書類（譲渡証、図面）を速やかに提出するとともに、新規登録後、車検証の写し及び車両四面写真（前後左右）を提出すること。
- 6 この仕様書によるほか、メーカーが公表した仕様、標準取付品及び積載品等はすべてぎ装し、又は納入すること。
- 7 広報車の操作について、納車後十分に習熟できるように受注者が教育するものとし、その費用は受注者の負担とすること。
- 8 製品指定のあるものについては、原則としてこれによるものとする。ただし、同等以上の規格性能を有すると当組合が承認した場合は、この限りでない。
- 9 この仕様書に記載されていない事項であっても、受注者は責任をもって最良の方法で施工することとし、各項目の詳細については別途協議すること。
- 10 受注者は、製作の一部を他の業者に外注又は委託する場合は、本仕様書の内容を満たすよう当該業者と十分協議を行い、その旨を当組合に報告すること。
- 11 製作にあたり、工業所有権に関する法律に抵触する問題及びその他の事項が発生した場合は、受注者は責任をもって解決すること。
- 12 この仕様書について疑義又は変更が生じた場合は、当組合に連絡し指示を受けること。
- 13 検査等
  - (1) 必要に応じて中間検査を実施し、検査事項については下記のとおりとする。

- ア 製作工程の確認
  - イ ぎ装製作図との突合
  - ウ その他当消防組合が指示するもの。
- (2) 完成検査は、次の事項について検査する。
- ア この仕様書に基づく各種検査
  - イ その他当組合が指示するもの。
- (3) 検査は、営業担当者等が必ず立会うこと。
- (4) 検査の結果、当組合が不具合と認めた場合は、直ちに修復のうえ再検査を受けるものとする。
- 14 保証等に関しては次のとおりとする。
- (1) 期間は、納入完了の日から起算して12ヶ月とする。ただし、保障期間終了後といえども設計、作製、材料不良に起因する故障等の欠陥を認めるときは、すべて無償で修理、交換するものとする。
- (2) 当分の間、装備品及び電装品等の部品調達ができるように配慮すること。
- (3) 次の保証内容および期間を明記した書類を提出すること。
- ア シャシー
  - イ ぎ装
  - ウ 積載物品
- 15 登録は「消防車（広報車）」で登録すること。
- 16 製作台数は1台とすること。
- 17 使用の本拠の位置については、「川越市大字鯨井589番地1」とすること。
- 18 燃料は満量として納入すること。
- 19 納入期限は令和7年3月17日（月）とする。
- 20 担当 消防局 警防課装備担当
- 電話 049-222-5891
- ファックス 049-224-2211

## 第2 関係書類

- 1 受注者は契約後、速やかに内訳書を提出すること。また、制作に着手する前に次の資料を正・副各1部当組合に提出して承認を受けるものとする。
- (1) ぎ装5面図及び細部図面
  - (2) 製作工程表
  - (3) 諸元明細・取付品・取付装置並びに積載品・附属品の明記された図書
  - (4) 電気容量計算書及び電気配線系統図
  - (5) その他当組合が必要と認めるもの
- 2 車両納車時、次の関係図書を提出すること。
- (1) 納品書（内訳書を含む） 1部
  - (2) 自動車改造計算書 2部

(3) ぎ装外観図（完成図書を含む）	2部
(4) 取り付け品及び附属品等一覧表	2部
(5) 電気配線図	2部
(6) 完成写真（前後、左右、上面）	2部
(7) 取扱説明書（附属品・積載品も含む）	2部
(8) 車検証・自賠責保険証・リサイクル券の写	1部
(9) 保証期間明細書	1部
(10) その他当組合が必要と認めるもの	

### 第3 シャシー

1 シャシーは令和6年度に製造されたワンボックスバン低床式の5ドアで、完成車の諸元は次のとおりとすること。

(1) 車両全長	5, 000 mm 程度
(2) 車両全幅	1, 700 mm 程度
(3) 車両全高	2, 200 mm 程度
(4) 車両総重量	3, 500 kg 未満
(5) エンジン	最大出力 96 kW 以上

※ 最新の排ガス規制に適合した水冷4サイクル・ガソリンエンジンとする。

(6) トランスミッション	オートマチック方式
(7) 乗車定員	5名以上
(8) バッテリー容量	80D-23L 以上

（バッテリー及びオルタネーターは、電装品使用時に必要にして十分な容量とする。）

(9) 燃料タンク	65リットル以上
(10) ブレーキ装置	アンチロックブレーキ方式
(11) ステアリング機構	パワーステアリング方式
(12) 駆動方式	2WD

2 取付品は次のとおりとする

(1) フォグランプ	1式
(2) 間欠式ワイパー	1式
(3) AM・FM ラジオ（時計表示を含む物）	1式
(4) ドアバイザー（前席左右）	1式
(5) エアークンディショナー	1式
(6) 後退警報ブザー	1式
(7) サンバイザー（左右）	1式
(8) マッドガード	1式
(9) 集中ドアロックシステム	1式
(10) 熱線付リヤガラス（リヤアンダーミラー含む）	1式
(11) バックモニター（モニター形状等別途協議）	1式

3 付属品は次のとおりとする。

(1) ラジアルタイヤ	1 式
(2) スペアタイヤ	1 本
(3) 車両標準工具（ジャッキ含む）	1 式
(4) フロアマット（前後席用・ラバー製）	1 式
(5) タイヤチェーン（非金属製）	1 式
(6) 消火器（自動車用 A B C 粉末 6 型）	1 個
(7) 車輪止め（2 個）	1 式
(8) スタッドレスタイヤ（ホイール付）	4 本

## 第 4 ぎ 装

1 車体の構造

- (1) 車体は、ワンボックスバン低床式の 5 ドアとし、居住性・乗降性を十分考慮すること。
- (2) ぎ装は、堅牢で十分な強度及び安定性を有し、耐久性及び耐腐食性に優れたものであること。

2 外装

- (1) 車両上面を補強し、赤色警光灯（スピーカー及び標識灯一体型）1 個を車両上部前方に取付けること。赤色警光灯は運転席スイッチ操作で点灯すること。  
また、赤色警光灯は通常時はソフト発光モードで点灯し、サイレン吹鳴時（テストモード、サイレン及び警鐘吹鳴時含む）はランダム発光モードとなるよう設定すること。
- (2) 標識灯は車幅灯と連動点灯式とし、off スイッチを付けること。
- (3) 車両前面に消防章を取付けること。
- (4) リヤ、サイド、バックドアガラスはプライバシーガラスとすること。
- (5) その他必要なもの。

3 キャブ内装

- (1) 電子サイレンアンプを前席中央に取付けること。また、ハンドマイクを取付けること。
- (2) 前座席後部に仕切りパイプ（チューブ入り S 字フック 6 個以上付）を取付けること。また仕切りパイプは容易に脱着出来るようにすること。
- (3) 荷室床面に重量物固定用のロープフック等を 4 箇所以上取付けること。
- (4) 車両後部荷台に消火器を取り付けること。
- (5) キャブ内に内張りを取り付けること。
- (6) ドア解放時の接触防止のため、ドアの側面等に反射材を張り付けること。
- (7) その他必要なもの。

4 塗装、文字記入

- (1) 塗装は、密着性を向上させる下地処理並びに脱脂を実施し、朱色

ウレタン塗装にて吹き付けを行い、熱風乾燥又は、自然乾燥にて乾燥すること。また、上塗りは3回以上とし、磨き仕上げとすること。

(2) 塗装部分については、前後バンパーを含む車両全体とし、ドアについては開放した際に見える側面等についても可能な限り塗装すること。

(3) 記入文字等の名称、配置及び大きさ等の詳細は次のとおりとする。

記入箇所	記入文字	文字色	文字サイズ(縦×横)	備考
ボディ両側面	川越地区消防局	白色	10cm×10cm程度	反射シール
	KAWAGOE FIRE DEPT.	白色	状況に応じたサイズ	カットシート
	腕章マーク	カラー	状況に応じたサイズ	カットシート
車両後面	川越地区消防局	白色	状況に応じたサイズ	カットシート
左右フロントドア	名細広報1	白色	状況に応じたサイズ	反射シール
キャブ上部	川越地区 名細広報1	白色	状況に応じたサイズ	対空表示
標識灯	名細分署	黒色	状況に応じたサイズ	

(4) 文字の記入は、次によること。

ア 字体は、カットシートによる丸ゴシック体とすること。

イ 文字の記入はすべて左書きとすること。

ウ カットシートは、耐候性に優れた材質とすること。

エ 法令等に抵触しない限り、白色のカットシートは反射シールとすること。

オ 文字のサイズ及び間隔は、貼付面の構造等により、若干の変更は可とすること。

カ その他詳細については、当組合の指示によること。

## 第5 無線装置等

1 デジタル消防専用電話装置、AVM装置等一式（本体のみ支給とし、アンテナ、ハンドセット、スピーカー及び各種配線は、受注者の負担とする。）は支給品を現在取り付けてある車両からの転載とし、取付け要領等は次のとおりとする。なお、当組合指令装置等の保守点検等実施する業者と調整し実施すること。

2 あらかじめ、転載工事に必要な配線は、可能な限り取付位置へ敷設し、簡易的に名称を付しておくこと。また、次に掲げる配線は指定の位置まで延長すること。

(1) 車速センサー線

(2) バッテリー直線

(3) バックシグナルセンサー線

3 配線保護を十分に考慮すること。なお、配線は保護管付き同軸ケーブルで接続又は、保護管内にガイドワイヤーを挿入しておくこと。また、電源は、スターターキーが「切」の状態であっても、通電させること。

4 デジタル消防専用電話装置及び送受話機は前席に取付けること。

5 専用スピーカーは、1箇所取付けること。

6 AVM装置の操作部モニターを、前席に取付けること。

7 雑音防止に留意すること。

8 消防専用電話装置及びAVM装置の配線等は、容量及び長さに余裕をとり、配線はフレキシブル管等により露出しない構造とし、貫通部、接続部等の保護、防水措

置は完璧に施すこと。

また、操作部モニターを除く関連機器は、努めて隠蔽処理すること。

- 9 転載に伴う費用は受注者の負担とすること。また、無線機等に係る免許申請等が必要な場合には受注者が実施するものとし、その費用は受注者の負担とすること。

## 第6 取付品・取付装置及び積載品・付属品

取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。

番号	品名	数量	規格
1	赤色警光灯	1 式	大阪サイレン製 NP - ML - VK2M - A 1
2	電子サイレンアンプ	1 式	OS Mark-D1 (川越仕様) TSK-D151 (専用マイク付)
3	フォグランプ	1 式	
4	間欠式ワイパー	1 式	シャシーに含む
5	AM・FM ラジオ	1 式	(時計表示を含む)
6	ドアバイザー (前席左右)	1 式	純正品
7	エアーコンディショナー	1 式	純正品
8	後退警報ブザー	1 式	純正品
9	サンバイザー (左右)	1 式	純正品
10	マッドガード	1 式	純正品 (全輪)
11	集中ドアロックシステム	1 式	シャシーに含む
12	熱線付リヤガラス	1 式	(リヤアンダーミラー含む)
13	スペアタイヤ	1 個	シャシーに含む
14	車両標準工具 (ジャッキ含む)	1 式	シャシーに含む
15	フロアマット (前後席用)	1 式	ラバー製
16	スタッドレスタイヤ	4 本	ホイール付 (荷重統一)
17	タイヤチェーン	1 式	非金属製
18	ドライブレコーダー	1 式	Kenwood DRV-CW560 (記録媒体 32GB × 2 枚)
19	消防章	1 個	
20	消火器 (自動車用)	1 個	A B C 粉末 6 型
21	バックモニター	1 式	モニター形状等別途協議
22	朱色塗装	1 式	前後バンパー等含む
23	文字記入	1 式	
24	無線機・AVM等転載	1 式	